



高校生等の医療費を 助成しています



町では、子ども医療費助成事業を拡大して、「高校生等」を対象に、通院・入院に係る医療費の自己負担相当分（保険対象分）を、町内の商店等で使用できる商品券で助成しています。

【 助 成 の 内 容 】

☆「高校生等」とは、義務教育修了後の高校・高専などに通う学生又は町内に在住の親等の扶養を受けている、満 18 歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の 3 月 31 日までの者です。

☆役場窓口で申請が必要です。下記の「申請に必要なもの」を持参ください。

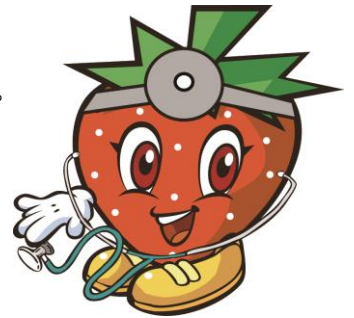
☆助成対象金額は 500 円単位とし、端数の金額は切捨てします。

【助成上限：自己負担限度額相当額まで】

◆平成 29 年度から、助成上限額が自己負担限度額相当額までに変わりました。

世帯の所得により異なりますので、詳細は担当にお問い合わせください。

☆通院・入院の際に支払った保険外診療
(文書作成料・入院時の寝具代、薬の容器代など)
及び食事負担額などについては助成の対象外です。



【申請に必要なもの】

- ◎医療機関が発行した領収書等の原本・レシートは不可
(保険診療で自己負担額と受診者氏名が記入されているもの)
- ◎学生証もしくは保険証などの対象者であることが
確認できるもの
- ◎入院の場合は、自己負担区分のわかるもの
(自己負担限度額認定証等)
- ◎印鑑

【還付までの流れ】

- ① 役場へ必要書類を持参し、申請
↓
- ② 金額を確定し、申請者へ商品券
引換券を郵送
↓
- ③ 商工会へ引換券持参
商品券受取

【詳しくはこちらにお問い合わせください】

役場保健福祉課国保医療係

☎ 85-4804